

タブレット端末の調達にかかる情報提供依頼（RFI）

1 背景

近年、児童虐待は増加の一途をたどり、大きな社会問題となっています。

三重県は、平成13年度に児童相談所児童記録システムを導入して児童記録を管理するとともに、平成24年度に発生した児童虐待の重篤事例をうけ、リスクアセスメントシートを開発し、平成26年度から運用してきました。

今回、児童相談所の一時保護の判断の適正化、迅速化を図ること等を目的として、人工知能（AI）を活用した新しい児童虐待対応支援システム（以下「新システム」という。）を令和2年4月1日から導入することを検討しています。

新システム業務にはタブレット端末を使用し、三重県児童相談センターが整備し、管理する予定です。

今回、新システムの端末としてタブレット端末150台を調達することから、調達仕様を評価検討することになりました。

なお、タブレット端末は、人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムのクライアントとして庁内外使用するためテレワークに対応する機能を備えるほか、カメラ、メモなどの機能を使用して情報共有を迅速化する情報基盤として位置付けています。

このため、端末のハードウェアには上記の機能と長期間の安定した動作が求められます。

2 情報提供を依頼する目的

今回の情報提供依頼は、タブレット端末のハードウェアについて、機能、性能及び保守にかかる最新情報とともに、導入にかかる費用の把握を目的としています。

主な項目は以下のとおりです。

- ・ 現行の調達仕様について、数年以内に陳腐化が予想される項目
- ・ 今後発売予定のタブレット端末について、発売時期、新機能及び特徴、また、削除される機能
- ・ タブレット端末のハードウェアの概算金額（調達から5年間のリースと買い取りの場合を提示してください。）

3 情報提供いただきたい内容

- (1) 別添「仕様書」を参考に、タブレット端末の機能及び保守方法等を提案してください。あわせて、次の①と②の場合について、費用の概算見積りを提出してください。
 - ① タブレット端末のみ調達する場合
 - ② タブレット端末と回線を一括して調達する場合
- (2) 提案にあたり前提条件がある場合は、その旨を明記してください。
- (3) 導入費用または保守費用の縮減等であれば、要件に記載していないことであっても提案してください。
- (4) 提示した要件及び調達範囲につきましては、発注時の状況により変化するため、そのまま適用するとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) タブレット端末は、以下のSIM通信を条件とします
 - ・ 閉域網サービスのCLOSE接続とし、アクセスできる端末のキャリア縛りを行うこと
 - ・ フレッツ接続によるIP-VPNにつなげられること
 - ・ LTEデータ通信（ベストエフォート）とすること
 - ・ 閉域網に閉じた中でのモバイルデバイスマネジメント機能に対応すること

4 記載事項

- (1) 情報提供者の会社概要
- (2) 製品の名称
- (3) ハードウェアの性能及び概算金額
- (4) 保守に関する内容及び価格
- (5) 現行の調達仕様について、数年以内に陳腐化が予想される項目
- (6) 今後発売予定のタブレット端末について、発売時期、新機能及び特徴、また、削除される機能

5 提案手続について

- (1) 提出期限 令和元年8月5日（月）13時まで
期限延長を希望される場合にはその旨連絡ください。
- (2) 提出先 三重県児童相談センター 児童相談強化支援室
- (3) 提出方法 持参、メール [注意]、または郵送
[注意] ア 本県のメールシステムは1通あたり7Mバイト（エンコー

ド前)まで受信可能です。

イ スпам等に自動判定された場合にはメールを開封できないため、修正と再送をお願いすることがあります。

(4) 提出物 情報提供資料及び見積書を提出してください。

[注意] 情報提供資料

- ・提出物の形態は、電子媒体一式とします。
- ・様式は、貴社の任意様式とし、枚数の指定はありません。(ただし、印刷時の様式サイズはA4またはA3とします。用紙の向きの指定はありません。)
- ・資料の一部として製品パンフレットを活用いただいても構いません。

見積書

- ・見積書は、貴社の任意様式を使用し、概算額を記載してください。
- ・買取りとリースの場合についてご提案ください。また、閉域ネットワーク回線を含めて提案いただける場合はその見積もりについてもご提案ください。
- ・印刷物の用紙サイズは原則A4とします。印刷の向きの指定はありません。

6 注意事項

- (1) 本資料による情報提供及び見積りの依頼については、今後の契約に関する意味を持つものではなく、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) 提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、情報提供者の断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成20年12月5日条例第54号)で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- (3) 本件見積書及び提案書一式については、返却いたしませんので、ご了承ください。
- (4) 本件見積りにかかる諸費用一切については、負担ください。
- (5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせ及び資料追加の依頼を行う場合があります。
- (6) 本件にかかる県からの全ての情報については、第三者に対して開示また

は漏洩しないようお願いいたします。

7 本件に関する対応窓口

三重県児童相談センター 児童相談強化支援室 担当 川北、森下

住所 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾694-1

電話番号 059-231-5911

電子メール jidoucen@pref.mie.jp

※本件に関する質問、問い合わせは、原則電子メールにてお願いいたします。